

財務局等における 地域連携・地域貢献の 取組みについて

大臣官房地方課長 渡部 晶

地方連携推進官・広報合同チーム*1

1. はじめに

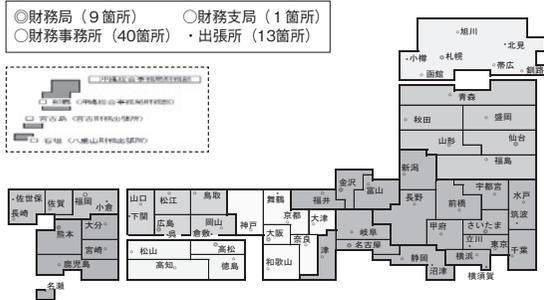
財務省では、地域の総合出先機関として、各地域のブロックごとに、9つの財務局（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）及び1財務支局（福岡）、その下に都道府県ごとに40カ所の財務事務所、13カ所の出張所を設置しております。沖縄県においては、内閣府沖縄総合事務局財務部が財務局の業務を実施しています（以下、財務局・財務支局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局財務部の全てを「財務局等」といいます）。【図表1】

財務局等は、財務省・金融庁の施策を地域に「広報」するとともに、地域の意見・要望や実情を的確かつ迅速に本省庁に「伝達」し、効果的な施策の形成に努めているほか、地域の特性を踏まえた施策を「実施」し、「地域に貢献」することを使命としています。【図表2】

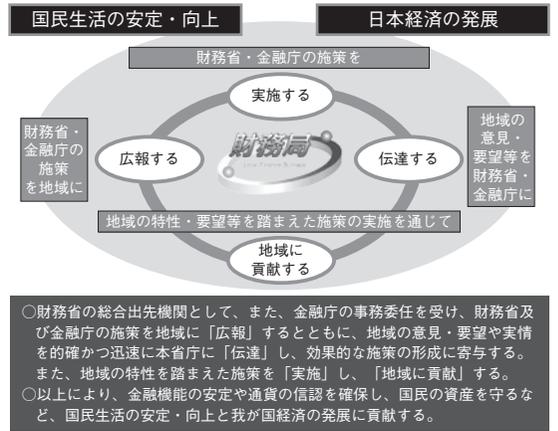
具体的には、地域において国有財産の総合調整・有効活用、地方公共団体向け財政融資資金の貸付などを行っているほか、金融庁の事務委任を受けて、地域銀行、信用金庫、少額短期保険業者、金融商品取引業者等の金融機関に関する検査・監督

図表1 財務局のネットワーク

- 財務局は、財務省の総合出先機関としてブロック単位に設置されており、9財務局（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）及び1財務支局（福岡）がある。
- また、財務局・財務支局の下に、40箇所の財務事務所、13箇所の出張所が設置されている。
- 沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局財務部が財務局の業務を実施している。



図表2 財務局の使命



*1) 地方連携推進官・広報合同チームとは、主に財務局等による地域を元気にする取組み、地域活性化などの取組みに注目し、これら取組みを財務局等有するネットワークにより、情報発信し、各地域のキーパーソンと共有するなど、地域連携活動をサポートするとともに、財務局の地方創生コンシェルジュを通して寄せられる地方公共団体からの相談への対応等を行っています。西野 健、楠 敏志、若尾 仁、折居 光博、清重 広樹、増田 智樹、菅野 琢、宮下 文明、上島 憲司の9名がチームのメンバーです。

等も行っています。【図表3】

平成24年度からは、地域活性化に向けた施策を推進するための取組みを強化し、より効果的に地域に貢献していくため、地方公共団体や地域金融機関、商工団体等との既存のネットワークの深化・拡大に加え、財務局等を結節点（ハブ）とする恒常的・互恵的な意見交換の場（「地域連携プラットフォーム」と称しています。）を形成・構築し、地域の主体でありますマスメディア、大学などの教育機関、地域住民、NPO等との連携強化を図っております。【図表4】

また、平成27年2月には、地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け、積極的に支援するための体制として、まち・ひと・しごと創生本部により、当該地域に愛着のある国の職員を選任する「地方創生コンシェルジュ制度」が構築されました。財務局等でも財務局・財務事務

所・出張所（沖縄を除く）ごとに1名ずつの合計62名（財務省地方課3名を加えると65名。平成27年7月10日現在。）の「地方創生コンシェルジュ」を選任し、地方公共団体からの相談に対応しています。

【図表5】

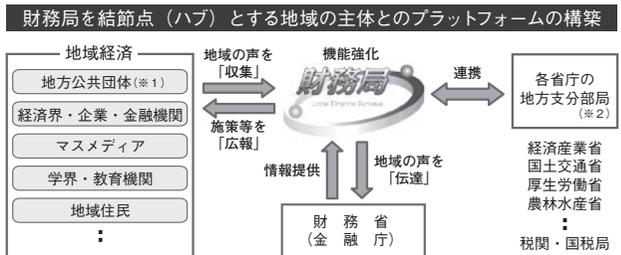
わが国は、現在、人口急減・超高齢化といった厳しい状況が進行しており、その人口減少を克服し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう、地域社会の形成等に向けた地方創生の取組みを推進しております。財務局等の地域連携・地域貢献の取組みをより多くの地域の方々に知っていただき、各地域の活性化の一助となるよう、平成27年4月22日に「全国財務局の地域連携事例集（平成26年度）」を作成・公表いたしました。

本稿では、その事例集の中から、主な地域連携・地域貢献の取組みについてご紹介します。

図表3 財務局の業務

1. 財政	(1) 適正かつ効率的な予算執行の確保 (2) 災害復旧事業の査定立会 (3) 地方公共団体への財政融資資金の貸付
2. 国有財産	(1) 行政財産の有効活用のための総合調整 (2) 普通財産の管理処分（財政貢献と有効活用） (3) 国有財産を活用した地域貢献
3. 金融	(1) 地域金融機関の検査・監督 (2) 地域の中小企業金融の円滑化に向けた取組み (3) 金融商品取引等の監視
4. 経済調査	(1) 地域経済情勢等の調査 (2) 地域の意見・要望を本省庁に伝達
5. 広報相談	(1) 財務省及び金融庁の重要施策等の広報活動 (2) 各種団体の会合・学校・研修会等への講師派遣 (3) 多重債務者相談

図表4 地域との連携強化



※1 財政融資、国有財産等
 ※2 国有財産の総括権、予算執行調査、災害査定立会、予算の繰越承認等

図表5

内閣府地方創生推進室

- 地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを2月27日構築。（27年6月末現在17府省庁総勢920人）
- 地方創生コンシェルジュ同士の横の連携・情報共有と現場のニーズの把握を図るため、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との各県別の意見交換の場を3月20日までに設けたところ。

地方創生コンシェルジュ制度

地方創生コンシェルジュ名簿について

- 全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ（17府省庁総勢918名）の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。
- 名簿は内閣府地方創生推進室のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

都道府県	氏名	所属
北海道	〇〇氏	〇〇省
青森県	〇〇氏	〇〇省
岩手県	〇〇氏	〇〇省
宮城県	〇〇氏	〇〇省
秋田県	〇〇氏	〇〇省
山形県	〇〇氏	〇〇省
福島県	〇〇氏	〇〇省
茨城県	〇〇氏	〇〇省
栃木県	〇〇氏	〇〇省
群馬県	〇〇氏	〇〇省
埼玉県	〇〇氏	〇〇省
千葉県	〇〇氏	〇〇省
東京都	〇〇氏	〇〇省
神奈川県	〇〇氏	〇〇省
新潟県	〇〇氏	〇〇省
富山県	〇〇氏	〇〇省
石川県	〇〇氏	〇〇省
福井県	〇〇氏	〇〇省
山梨県	〇〇氏	〇〇省
長野県	〇〇氏	〇〇省
岐阜県	〇〇氏	〇〇省
静岡県	〇〇氏	〇〇省
愛知県	〇〇氏	〇〇省
岐阜県	〇〇氏	〇〇省
愛知県	〇〇氏	〇〇省
三重県	〇〇氏	〇〇省
滋賀県	〇〇氏	〇〇省
京都府	〇〇氏	〇〇省
大阪府	〇〇氏	〇〇省
兵庫県	〇〇氏	〇〇省
奈良県	〇〇氏	〇〇省
和歌山県	〇〇氏	〇〇省
徳島県	〇〇氏	〇〇省
香川県	〇〇氏	〇〇省
愛媛県	〇〇氏	〇〇省
高知県	〇〇氏	〇〇省
福岡県	〇〇氏	〇〇省
佐賀県	〇〇氏	〇〇省
長門県	〇〇氏	〇〇省
熊本県	〇〇氏	〇〇省
大分県	〇〇氏	〇〇省
鹿児島県	〇〇氏	〇〇省
沖縄県	〇〇氏	〇〇省

相談方法について

- 具体の要望先がわからない場合、地方創生推進室コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。
- 具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な知見が必要な場合、各々の担当府省庁が協力対応。

【地方創生コンシェルジュ・トップページ：
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/concierje/>】

【地方創生コンシェルジュ】

【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

ファイナンス 2015.7 31

2. 財務局等における平成26年度の主な地域連携事例

① 地域連携プラットフォーム

財務局等では、地域活性化に向けた産学官金の連携などの地域における課題等について、地方公共団体や、地域金融機関、商工団体、マスメディア、大学などの教育機関、地域住民、NPO等の地域の主体との双方向の意見交換等を行う「地域連携プラットフォーム」の取組みを行っています。

○「地域イノベーション支援のための人材育成の取組み支援」*2（東北財務局）

平成25年11月に、東北財務局は、東北大学との間で地域貢献活動における包括的連携協定を締結しました。

同局では、地元企業の事業革新支援に携わる地域金融機関職員などを対象にした革新的経営者の発掘力（目利き能力）の向上等を図る同大学の人材育成システムの検討に対して、地域金融機関の参加の働きかけや助言等を行うなど、その活動を積極的に支援してきました。

これらの支援もあり、平成27年5月から同大学において地域金融機関職員を対象とする「地域イノベーションアドバイザー塾 (RIAS)」が開講される運びとなりました【図表6】。

今後、同局では、本取組みの他地域への展開に努めていくこととしています。

○「NPO法人と連携した地域活性化への取組み～諏訪地域の活性化に向けた意見交換会～」（長野財務事務所）

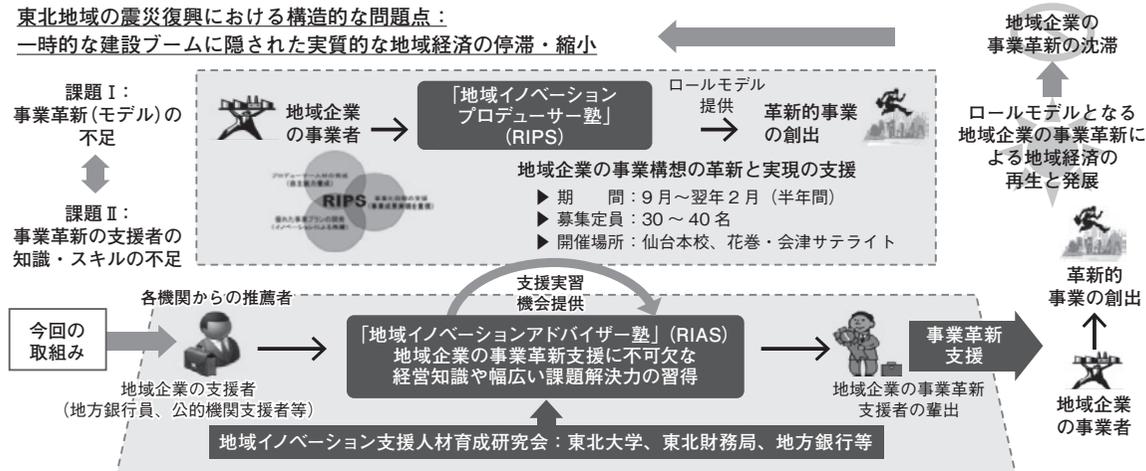
長野財務事務所では、長野県諏訪地域*3の活性化を図るため、「NPO諏訪圏ものづくり推進機構*4」と連携して、同地域の地域経済を支える企業、地域金融機関、地方公共団体等の産官学金による枠組み作りの支援を行い、その枠組みとして、平成27年3月に、同地域における各団体を一同に集めた「諏訪地域活性化に向けた意見交換会」（第1回）が開催されました。

同所では、今後も、「NPO諏訪圏ものづくり推進機構」を中心にした同地域における各団体との連携をより強化し、同意見交換会の

図表6

東北地域の震災復興における構造的な問題点：

一時的な建設ブームに隠された実質的な地域経済の停滞・縮小



*2) 事例の表題については、「③災害対応」を除いて、平成27年4月22日公表しました「全国財務局の地域連携事例集(平成26年度)」の表題と合わせております。詳細について、お知りになりたい方は、当省HP内の地域連携事例コーナーに掲載しております「全国財務局の地域連携事例集(平成26年度)」(http://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/renkei/index.htm)をご参照ください。

*3) 諏訪市・茅野市・岡谷市・下諏訪町・富士見町・原村の6市町村。

*4) 諏訪地域で主に地域産業支援ネットワークづくりやその強化などの地域活性化のための活動を行っているNPO法人。

継続的な開催を支援していくとともに、同地域の最新の意見・要望を本省庁に伝達するなど、地域の活性化につなげていくこととしています。

② 国有財産を活用した地域連携・地域貢献

財務局等は、所有する国有財産について、公用・公共用優先の原則に基づき、地方公共団体等からの利用要望を優先的に受け付けたうえで、売却・貸付等を行っています。売却・貸付等に当たっては、個々の財産の特性に応じた手法を選択することにより、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護・医療など人々の安心につながる分野（待機児童解消等）で、国有財産の積極的な活用を行っています。

また、地域のまちづくり等のニーズに配慮しながら地方公共団体や他省庁とも連携し、「国有財産の最適利用（エリアマネジメント）」も推進しています。

○「国有財産を活用した待機児童解消に向けた取組み」（関東財務局）

関東財務局では、「待機児童解消加速化プ

ラン」*5を受けて、各地方公共団体に利用可能な国有財産の情報提供を行うとともに、保育所施設用地の取得等要望を積極的に把握するようにしています。

同局は、これら把握した取得等要望に基づいて、地方公共団体に、国家公務員廃止宿舍等の優先的な売却や定期借地制度*6を利用した貸付、国家公務員宿舍の空きスペースの家庭的保育（保育ママ）事業への活用（使用許可）を実施しています。

平成25・26年度*7に、売却5件、定期借地貸付12件（東京都世田谷区、神奈川県横浜市、千葉県柏市等）を実施したほか、保育ママ事業には、平成26年12月末までに7宿舍（東京都文京区小日向住宅等）の使用許可を行うなど、待機児童の解消に寄与しています。

【図表7】

○「国有地を活用し地域のニーズに対応したまちづくり等への貢献～公園等の公共施設敷地として国有地を有効活用～」（九州財務局）

平成25年10月に、熊本市から九州財務局へ、同市が基本計画に掲げる「体力・健康づくり

図表7

管内の国有財産の保育施設への活用実績
(H25・26年度)

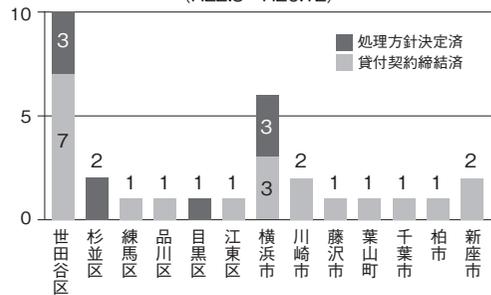
	定期借地	売却	合計
契約締結	12 [21]	5 [11]	17 [32]
今後契約予定	9	6	15
協議中	9	3	12
合計	30 [39]	14 [20]	44 [59]

(注1) 26年度は、12月末までの実績。
(注2) []内は、22年8月以降の累計。

○家庭的保育（保育ママ）事業の活用実績
使用許可実績7件。（26年12月末迄）

32件合計で3,196人の待機児童を解消

管内の定期借地制度活用実績
(H22.8～H26.12)



管内の保育ママ事業 活用実績 (H26.12月末迄)

- ◆小日向住宅(文京区)
- ◆西戸部住宅(横浜市)
- ◆向台住宅(中野区)
- ◆上矢部住宅(相模原市)
- ◆新井第2住宅(中野区)
- ◆相模大野住宅(相模原市)
- ◆木月住宅(川崎市)

*5) 平成25年4月「成長戦略スピーチ」（安倍総理）で発表。
 *6) 定期借地制度とは、地主と借主との間で一定の契約期間を定め、契約期間終了時に更地にして返還することを条件に土地を賃借する制度です。主な契約内容は、①契約期間：事業用定期借地10年～30年（(例) 保育所30年）、一般定期借地50年以上（(例) 特養老人ホーム55年）、②賃料：不動産鑑定士による鑑定評価に基づき国が決定、③保証金：地方公共団体は不要、社会福祉法人等は賃料1年分などとなっています。
 *7) 平成26年度は、平成26年12月末まで。

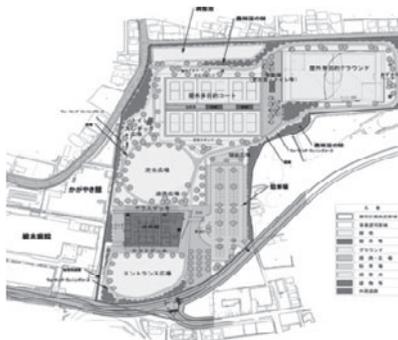
拠点整備事業」に基づく植木中央公園敷地及びバイパス用地として、国有地である旧九州農業試験場の一部（約4.4万㎡：熊本市北区植木町）の取得要望が寄せられました。

同局では、この要望を受けて、同市の基本計画への協力・支援の観点から、当該国有地について、平成26年11月に公園敷地として約4.0万㎡を、平成27年1月にはバイパス用地として約0.4万㎡を同市に売却し、地域のまちづくり等のニーズに配慮した国有財産の有効活用を図りました。【図表8】

③災害対応

財務局等では、東日本大震災や広島豪雨などの災害時、被災地方公共団体や関係省庁の地方支分部局と連携して、被災者の方々の避難先やがれき置き場等として、国家公務員宿舎や未利用国有地等を提供するなど、被災地域への支援を行っています。また、地域の復旧に向けた災害査定の迅速な実施などに努めています。

図表8



利用計画図提供：熊本市
※本計画図は、現在設計段階であり、あくまでイメージ図。

所在地	熊本市北区植木町岩野字相田原285番1
区分(種目)	土地(宅地)
数量	46,182.50㎡のうち
沿革	農林水産省より引受
都市計画	市街化調整区域 (建ぺい率60%、容積率100%)
契約年月日	平成26年11月21日 道路部分 平成27年1月26日 公園部分

○東日本大震災対応(東北財務局)

東北財務局では、東日本大震災等により被災された方々の復興に向けて、「がんばろう東北」を合言葉に、財政・金融・国有財産の各分野全てを総動員した対応を行っています。

具体的には、同局管内において、仮設住宅としての国家公務員宿舎の無償提供*8、仮設住宅用地やがれき置き場としての未利用地の無償貸付等の支援を実施しています。【図表9】

また、盛岡財務事務所では、被災地での金融犯罪等が危惧される中、移動手手段を持たない高齢の住民が多いことも踏まえ、社会福祉協議会等と連携して、多重債務相談員による被災地仮設住宅での出前講座を実施*9し、商品送り付け詐欺等の金融犯罪が身近なものであることを認識してもらうなど、金融犯罪の未然防止の向上を図っています。

○「広島豪雨災害に対する対応」(中国財務局)

平成26年8月に発生した広島豪雨災害に対して、中国財務局では、被災者への国家公務員宿舎の無償提供【図表10】や金融上の措置

図表9

	国家公務員宿舎の提供状況(仮設住宅)		未利用国有地の提供状況(ピーク時)	
	使用許可戸数		用途	地方公共団体名
	ピーク時(H24.1)	H27.2.28時点		
宮城県	251	144	仮設住宅	福島県 2件 宮城県東松島市 宮城県多賀城市 宮城県気仙沼市
青森県	39	0	仮設庁舎	福島県浪江町
岩手県	27	11	仮設住宅	岩手県釜石市 2件 福島県飯館村
秋田県	23	0	仮設店舗	宮城県東松島市
山形県	12	5	がれき置き場等	宮城県 青森県 宮城県岩沼市 岩手県宮古市 岩手県山田町 福島県福島市 福島県桑折町
福島県	172	88		
東北計	524	248		
全国計	2,345	1,315		

*8) 平成27年2月末時点で248戸。

*9) 平成24年8月~27年2月までに、延べ71ヵ所(参加者延べ848名)で実施。

要請等を実施しました。

また、同局は、災害査定*10にあたって、被災地方公共団体（広島県、広島市）を訪問のうえ、要望聴取を行うとともに、被災地方公共団体が判断に迷う災害査定事案については、関係省庁（中国四国農政局、中国地方整備局）と連携し、事前相談に随時応じる取組みを実施するなど、被災地方公共団体への迅速な対応に努めました。【図表11】

のための取組みを行っています。

○「政府系金融機関等と連携した施策説明会の開催及びフォローアップ～攻める中小企業応援プログラム」(近畿財務局)

近畿財務局は、平成26年11～12月に、中小企業若手経営者との意見交換会やヒアリング等において、中小企業の課題やニーズの把握を行うとともに、把握した中小企業のニーズ等を踏まえ、近畿経済産業局や政府系金融機関（日本政策投資銀行、日本政策金融公庫）と連携して、平成27年3月に「新事業展開」をテーマとする支援施策説明会を実施しました。

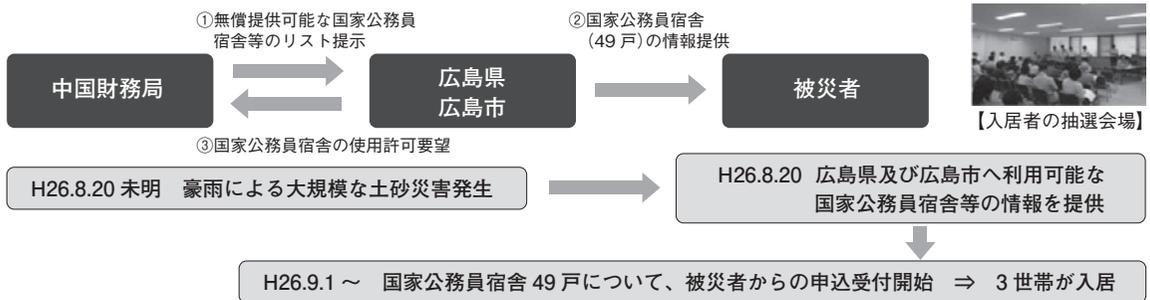
また、同局は、今後、中小企業に対して、各支援施策の活用状況について継続的にヒアリングを実施し、ボトルネックや課題はないか等を検証していくとともに、政府系金融機関と地域金融機関との連携状況等についても

④金融に関する地域連携活動

財務局等では、地域金融機関や政府系金融機関等と連携して、地域経済を活性化するための中小企業の創業・起業支援など、地域金融の円滑化を図る取組みを行っています。

また、全国の特種詐欺被害の増加を受け、都道府県警察本部や各地域の業界団体等と連携して、防犯ネットワークを構築するなど、被害未然防止

図表10 被災者への国家公務員宿舎の無償提供



図表11 迅速な災害査定実施のための連携・支援 (H26.10.27より査定開始)



* 10) 大雨、台風、地震など自然災害により、道路、河川などの公共土木施設や農地・農業用施設等が被害を受けた場合、被害を受けた施設の管理者である地方公共団体は、施設を所管する主務大臣（国土交通省、農林水産省等）に国庫負担の申請を行います。
また、申請を受けた主務省は、現地に災害査定官を派遣し、現場の状況を調査し、災害復旧事業費の決定作業を行います。
財務局は、財政を主管する財務省の立場から、現地に即応した適切な復旧方法と事業規模を決定し、速やかに予算措置が講じることができるよう、主務省の災害査定官が行う査定に立ち会う係官を派遣します。このことを災害査定(業務)といえます。

定期的にモニタリングしていくこととしています。【図表12】

○「県警察本部、業界団体等との防犯ネットワークの構築～特殊詐欺犯罪の被害発生防止に関する取組み～」

(九州財務局及び管内各財務事務所)

九州財務局及び管内各財務事務所は、管内4県*11の警察本部、業界団体*12及びゆうちょ銀行*13との間で、特殊詐欺犯罪の被害未然防止のための「振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺犯罪の被害発生防止に関する協定」を平成26年11月から平成27年3月にかけて各県ごとに締結し、相互に必要な協力を行う

防犯ネットワークを構築しました。

また、同局等では、本協定に併せ、業界団体等に対し、各県の警察本部と連名で特殊詐欺犯罪の被害発生防止に向けた取組みについて協力依頼*14を行いました。

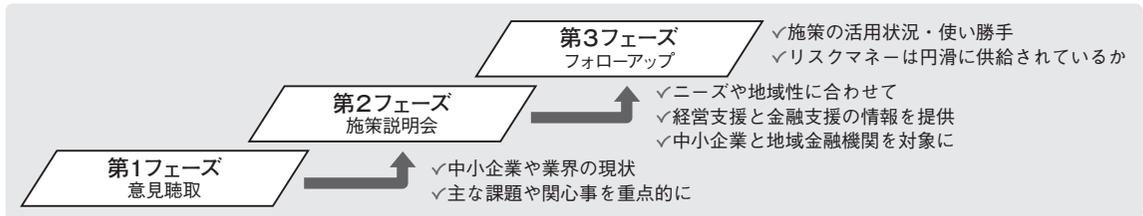
本協定及び協力依頼に基づく取組みにより、特殊詐欺犯罪の被害の未然防止（平成27年3月末時点：管内4県で32件132百万円）につながるなど、一定の成果が出ています。

【図表13】

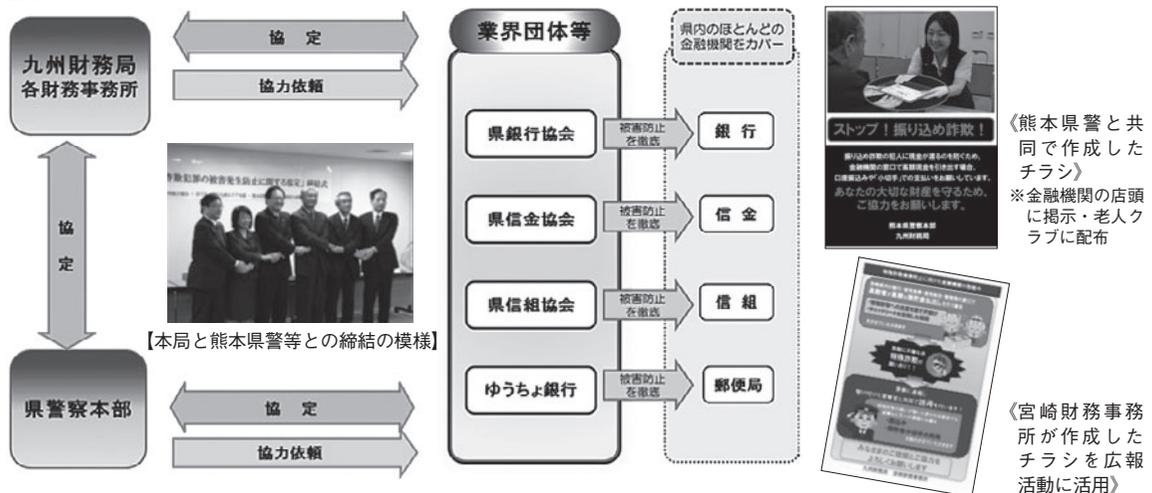
⑤地域の様々な層に対する広報活動

財務局等では、財務省・金融庁の施策や財務局等の活動を少しでも多くの地域の人たちにとって

図表12



図表13



* 11) 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の4県。

* 12) 銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会。鹿児島県については信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会も含む。

* 13) ゆうちょ銀行との協定は全国初。

* 14) 協力依頼には、「注意を促す声掛けの徹底」「振り込みの勧め」「預金小切手利用の勧め」に加え、「犯罪の疑いがあると認められる場合、警察に通報し、駆け付けた警察官と共同で顧客を説得」する等の内容を盛り込んでいます。

いただくために、主婦層・子育て世代、小学・中学・高校生、地域のNPO団体など地域の様々な層への意見交換会や授業等での講演を行うとともに、財務局等の地域連携事例をメールマガジンとして外部に配信するなどの広報活動を行っています。

また、広報活動時に使用する資料は、広報対象先へより分かりやすいものとするため、受け手や聞き手の目線に立った資料作りを心懸けています。

○「新たな情報発信に向けた取組みについて～女性団体、主婦層等に向けた広報及び地域連携メールマガジンの外部配信開始～」
(東海財務局)

東海財務局では、社会保障・税の一体改革広報等において、平成26年11月に主婦層・子育て世代との座談会、平成27年3月に女性の社会進出シンポジウム（女性経営者との意見交換会）、及び財務局長とキャリアママ（主婦層）による意見交換会を行うなど、業務を通じて比較的接点が少ない女性経営者や主婦・子育て世代に対し積極的な広報活動を実施しました。

また、同局では、地方公共団体、経済団体、地域のキーパーソン等、これまで同局が関係を構築してきた団体等に、同局の地域連携の取組みをより知ってもらうために、平成27年

2月よりメールマガジンを四半期ごとに配信（約400先）するとともに、同局ホームページにて、随時、配信希望を受け付けることとしました。【図表14】

⑥若手職員発案による取組み

財務局等は、地方公共団体、経済・商工団体、地域金融機関、地元大学などの様々な地域の主体と接する機会が多く、地域に根を張り、各地域で財政・金融等の業務を直接担当している中堅・若手職員による自発的な地域連携の取組みも積極的に行っています。

○「えがお！鳥財地域貢献プロジェクト」チームによる地域連携の取組み～中堅・若手職員の自発的な活動展開～」
(鳥取財務事務所)

鳥取財務事務所では、「地域みんなに喜んでもらい、みんなが笑顔になるような取組みを実施しよう」というコンセプトのもと、中堅・若手職員による「えがお！鳥財地域貢献プロジェクト」チームを平成26年8月に設置しました。【図表15】

同チーム提案に基づき、a. 「金融機関を利用した犯罪の被害防止に関する協定^{*15}」の締結、b. 金融知識普及を図る「とっとり金融・経済教育推進プロジェクト^{*16}」の推進、c. 中小企業支援をテーマにした「とっとり元気

図表14



図表15



* 15) 鳥取県金融機関防犯協議会、鳥取県警察本部、鳥取財務事務所の三者による協定。
* 16) 鳥取県金融広報委員会、日本銀行鳥取事務所、鳥取県消費生活センターとの連携。

応援セミナー*17」の開催などの取組みを同所職員一丸となって実施し、同所の地域連携の取組みを大きく前進させました。今後も、同チームを中心とした中堅・若手職員の活動により、地域の直面する様々な課題の解決を目指していくこととしています。

⑦地方経済トピック

財務局等では、経済調査や各種ヒアリング等で接する各地の地域活性化事例を取り上げ分析し、地方創生の視点で何らかの気づきの端緒となるよう、関係者に各地の地域活性化事例の情報提供を行うなど、地域貢献の一助となる取組みを実施しています。

○「創業支援（ファッション・雑貨型）を通じた地域活性化～将来ビジョンは「日本のSOHO地域」へ～」（東京財務事務所）

台東デザイナーズビレッジ（以下、「デザビレ」。東京都台東区）は、創業5年以内の才能あるクリエイターを対象とした日本で唯一のファッション・雑貨に特化した創業支援施設として、廃校舎（小学校）を活用し、平成16年に開設されました。

デザビレは、a. リーズナブルな入居料金、b. 運営者からのアドバイスや区による法務・税務面等のサポート支援、c. 卒業生・地元産業界とのネットワーク、d. デザビレ入居

による信用及び知名度の向上等の創業支援により、これまで延べ55組のプロのクリエイターを輩出するなど、優秀なデザイナーが集うファッションの登竜門となっています。

【図表16】

このほか、デザビレは、地域企業や地元商店街等と協力して、延べ11万人を集客するイベントに発展した「台東モノづくりのマチづくり（モノマチ）」を平成23年5月より実施するなど、地域活性化にも寄与しています。

【図表17】

東京財務事務所では、財務局等のネットワークを活用し、積極的に情報発信するなど、地域活性化の取組みを支援していくこととしています。

○「SNSを通じた若者の移住促進活動など移住者側からの取組みによる地域活性化～農業と音楽で地域を結ぶNPO法人「農音」～」（松山財務事務所）

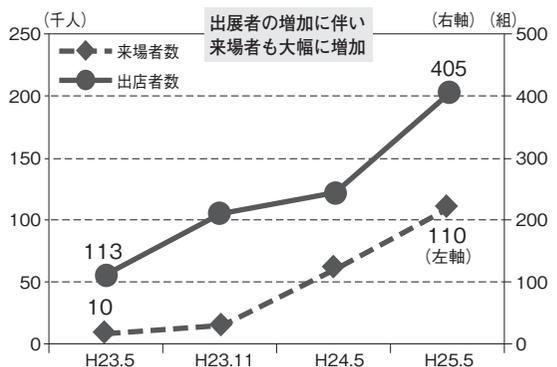
農音（愛媛県松山市）は、首都圏のバンドマンの田中代表らが中心となり、自らの生活充実とともに、SNSを通じた若者の移住促進活動と良質な農産物の首都圏への販売による地域活性化を目的に、平成23年に発足した「農業と音楽で地域を結ぶ」NPO法人です。

同法人は、「日本一のみかん島」である愛媛県の中島において移住促進活動を行い、約

図表16

<p>入居者の90%が女性。顧客や取引先を呼ぶための場所を提供</p> <p>リーズナブルな料金（約3～4万円/月）でオフィス（個室）と共用部（作業場、展示室等）を提供</p>	<p>「手作り作家」から「企業経営者」となるための機会を提供</p> <p>村長のアドバイス、区（経営支援課）のサポート（事業計画、営業、生産面、法務、税務等）</p>	
ハード	デザビレ「4つの支援」	ソフト
ネットワーク	<p>①入居者や卒業生とのネットワーク（ビジネス相乗効果）、 ②地元産業界とのネットワーク（活動サポート）を構築</p>	チャンス
卒業生（55組）の50%超が台東区内で事業展開	<p>デザビレ入居により信用が得られ、知名度向上</p> <p>百貨店の催事出展のオファーやマスコミ取材の機会の増加</p>	

図表17 モノマチ来場者・出展者数の推移



* 17) 鳥取県よろず支援拠点、(独)中小企業基盤整備機構中国本部、鳥取財務事務所の三者による共催。

3年で17世帯29人（うち27人がIターン。約半数が農業従事者に）の移住を実現しました。

また、同法人は、耕作放棄地の解消や販路拡大のため、IT企業と提携し、中島みかんの新ブランド「真ん中」を立上げ、東京都内マルシェ等での販売を行うほか、東京大学生の手紙付の「合格いよかん イーよかん」などアイデア商品の考案なども行っています。

【図表18】

松山財務事務所では、受入側ではなく移住者側からの貴重な取組みとして、財務局等のネットワークを活用し、同法人の「農音モデル」を情報発信していくこととしています。

○「ここにしかない田舎づくり・ものづくり」にこだわった6次産業化～規格外農産物等を活用した地域活性化～（福岡財務支局）

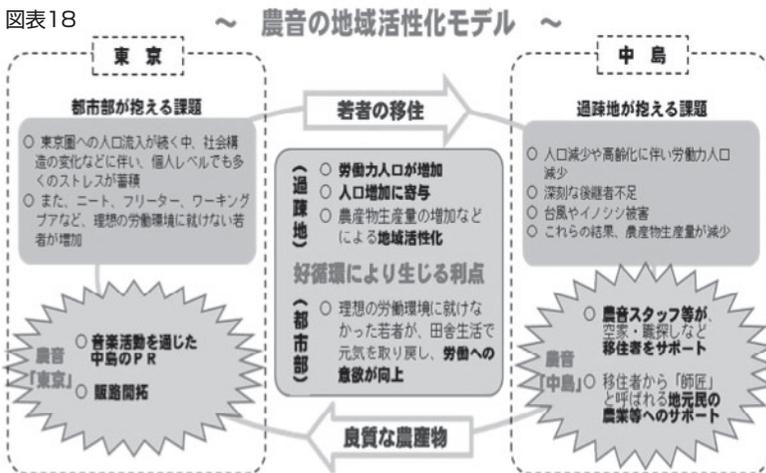
（株）グラノ24K（福岡県遠賀郡岡垣町）は、有力な観光地がない同町に平成7年に設立されました。「ここにしかない田舎づくり・もの

づくり」にこだわり、地元の農産物を活用した農業の6次化や地域の観光客増加を実現するなど、地域経済の活性化に寄与しています。

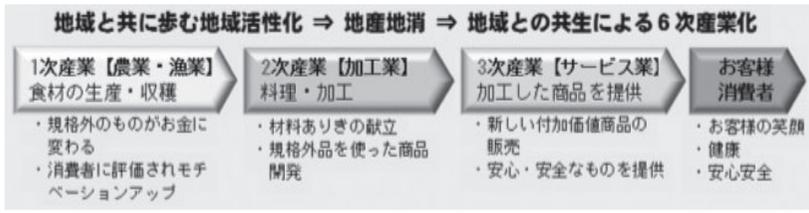
具体的には、同法人では、地域との共生への取組みとして、規格外の野菜に着眼し、言い値で農家から買い取る仕入方法で、農家の可処分所得の増加（1次産業）に寄与するとともに、献立ではなく材料ありきのメニューを考え、ピュッフェ形式で食材を余すことなく提供するレストラン（2次産業）や、規格外トマトを使った付加価値商品の販売（3次産業）などを組み合わせたビジネスモデル*18を構築しています。【図表19】

福岡財務支局では、本事例を地域活性化に資する農業の6次産業化の取組みとして情報発信するとともに、企画・提案力のあるキーマンの横展開とノウハウの融合を図ることにより、地域貢献の使命を果たしていくこととしています。

図表18



図表19



* 18) 同様のビジネスモデルを全国展開（現在33店舗、東京でも「野の葡萄」で7店舗）。

3. さいごに

以上、財務局等における最近の主な地域連携・地域貢献の取組みを紹介しました。この多くは、財務局等が日常担当している財政・金融等の業務を遂行する中で、財務省の総合出先機関としての機能等を活用し、地域の活性化や発展に貢献したものです。

財務局等の業務内容を見ますと、直接、国民の皆様と接する業務が多いわけではありませんが、地

域のために、職員一丸となって、どのような貢献ができるかを常に考えながら業務に励んでおります。

今後も、財務局等では、その機能を十分に発揮し、地方公共団体などの地域の主体との連携強化を図り、地域の活性化に貢献し、各地域における地方創生の一助となるよう努めて参ります。何かご相談等がございましたら、最寄りの財務局等や地方創生コンシェルジュに気軽にお声がけいただければと思います。【図表20】

図表20 財務局・財務事務所・出張所の所在地・連絡先

北海道財務局	〒060-8579	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 11階	011-709-2311
東北財務局	〒980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111
関東財務局	〒330-9716	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111
東海財務局	〒460-8521	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	052-951-1772
北陸財務局	〒921-8508	金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860
近畿財務局	〒540-8550	大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6390
中国財務局	〒730-8520	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-221-9221
四国財務局	〒760-8550	高松市中野町26番1号	087-831-2131
九州財務局	〒860-8585	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟	096-353-6351
福岡財務支局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎4階	092-411-7281
沖縄総合事務局 財務部	〒900-8530	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0091
北海道財務局	函館財務事務所	〒040-0032 函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎6階	0138-23-8445
	旭川財務事務所	〒078-8503 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 西館5階	0166-31-4151
	釧路財務事務所	〒085-8649 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9階	0154-32-0701
	帯広財務事務所	〒080-0015 帯広市西5条南6丁目	0155-25-6381
	小樽出張所	〒047-0007 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎3階	0134-23-4103
	北見出張所	〒090-0018 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎3階	0157-24-4167
東北財務局	青森財務事務所	〒030-8577 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-722-1461
	盛岡財務事務所	〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎	019-625-3351
	秋田財務事務所	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎	018-862-4191
	山形財務事務所	〒990-0041 山形市緑町2-15-3	023-641-5177
	福島財務事務所	〒960-8018 福島市松木町13-2	024-535-0301
関東財務局	水戸財務事務所	〒310-8566 水戸市北見町1-4	029-221-3188
	宇都宮財務事務所	〒320-8532 宇都宮市桜3-1-10	028-633-6221
	前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階	027-221-4491
	千葉財務事務所	〒260-8607 千葉市中央区椿森5-6-1	043-251-7211
	東京財務事務所	〒113-8553 文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎	03-5842-7011
	横浜財務事務所	〒231-8412 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階	045-681-0931
	新潟財務事務所	〒950-8623 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館9階	025-281-7501
	甲府財務事務所	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎8階	055-253-2261
	長野財務事務所	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎5階	026-234-5123
	筑波出張所	〒305-0031 つくば市吾妻1丁目12-1 筑波合同庁舎3階	029-851-2160
	立川出張所	〒190-8575 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎7階	042-524-2195
	横須賀出張所	〒238-8535 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-1047

東海財務局	岐阜財務事務所	〒500-8716	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎5階	058-247-4111
	静岡財務事務所	〒420-8636	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎4階	054-251-4321
	津財務事務所	〒514-8560	津市桜橋2-129	059-225-7221
	沼津出張所	〒410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5階	055-933-5800
北陸財務局	富山財務事務所	〒930-8554	富山市丸の内1-5-13 富山丸の内合同庁舎	076-432-5521
	福井財務事務所	〒910-8519	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-25-8230
近畿財務局	京都財務事務所	〒606-8395	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎2階	075-752-1417
	神戸財務事務所	〒650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎7階	078-391-6941
	奈良財務事務所	〒630-8213	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎5階	0742-27-3161
	和歌山財務事務所	〒641-0044	和歌山市今福1-3-35	073-422-6141
	大津財務事務所	〒520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎7階	077-522-3765
	舞鶴出張所	〒625-0036	舞鶴市字浜3-1	0773-62-3557
中国財務局	鳥取財務事務所	〒680-0845	鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-26-2295
	松江財務事務所	〒690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-5231
	岡山財務事務所	〒700-8555	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086-223-1131
	山口財務事務所	〒753-8526	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-922-2190
	倉敷出張所	〒712-8062	倉敷市水島北幸町2-2	086-444-5265
	呉出張所	〒737-0051	呉市中央三丁目9-15 呉地方合同庁舎2階	0823-21-6411
	下関出張所	〒750-0025	下関市竹崎町4丁目6-1 下関地方合同庁舎	083-234-4003
四国財務局	徳島財務事務所	〒770-0941	徳島市万代町3丁目5番地 徳島第2地方合同庁舎2階	088-622-5181
	松山財務事務所	〒790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階	089-941-7185
	高知財務事務所	〒780-0061	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎9階	088-822-9177
九州財務局	大分財務事務所	〒870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎3階	097-532-7107
	宮崎財務事務所	〒880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎3階	0985-22-7101
	鹿児島財務事務所	〒892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎1階	099-226-6155
	名瀬出張所	〒894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎3階	0997-52-0728
福岡財務支局	佐賀財務事務所	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎7階	0952-32-7161
	長崎財務事務所	〒850-0052	長崎市筑後町3番24号	095-827-7095
	小倉出張所	〒803-0813	北九州市小倉北区内5番3号 小倉合同庁舎4階	093-561-0481
	佐世保出張所	〒857-0041	佐世保市木場田町2番19号 佐世保合同庁舎6階	0956-23-3185
沖縄財務部	宮古財務出張所	〒906-0013	宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎3階	0980-72-4774
	八重山財務出張所	〒907-0004	石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎3階	0980-82-4941